

## ★年金受給者のための申告★

平成18年中の収入が公的年金だけの方の申告は、下表の日程で受け付けしますのでご利用ください。

谷和原庁舎 2階大会議室（午前9時～午後3時）		伊奈庁舎 2階第2会議室（午前9時～午後3時）	
対象地域	期日	対象地域	期日
小絹地区	2月13日(火)	谷井田地区、豊地区	
十和地区、福岡地区	2月14日(水)	小張地区、三島地区	
谷原地区、みらい平地区	2月15日(木)	板橋地区、東地区	

### 申告の際、必要なもの

- 印鑑（☆必ずお持ちください。）
- 申告される方の預貯金口座番号（還付金の受取先）のわかるもの
- 給与などの所得者は、源泉徴収票
- 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の収入がわかるもの  
（源泉徴収票または賃金明細書など）
- 営業などは、収支決算書およびこれに関する帳簿など
- 外交員などは、源泉徴収票
- 配当、不動産所得のあるときは、それに関する書類
- 公共事業などにより譲渡があった場合は、「公共事業用資産の買い取りなどの証明書」
- 出稼ぎ、パートの収入がある方は、源泉徴収票や賃金明細書（申告書裏面「給与所得」欄）
- 国民健康保険税、年金、介護保険料、農業者年金などの掛金の各領収書
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
- 医療費がある場合は、領収書（事前に合計額を計算しておいてください。）
- 生命保険などの支払証明書（保険証書ではありません。）
- 農業所得があるときは、完成した「収支内訳書」または「各月別の収支の状況」など

◆問い合わせ先  
伊奈庁舎税務課  
☎ 58-2111  
内線1136、1137

## 税務署からのお知らせ

### 確定申告の作成は便利なホームページで！

国税庁のホームページを利用すると、「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書をプリントアウトし、そのまま税務署に提出できます。このコーナーを利用すれば、申告書用紙の交付を受けるため税務署などに出向かずに、自宅まで都合のいい時間に申告書を作成することができます。

また、税務署や市役所で長時間待つこともなく、郵送で提出できますので、ぜひご利用ください。

#### ◎所得税の確定申告書作成コーナー

<http://www.nta.go.jp/category/kakutei/kakutei.htm>

#### ◆申告書の送付先

〒300-8601 土浦市城北町4-15 土浦税務署 ☎ 029-822-3516（個人課税部門）

### ★ホームページをご利用ください

確定申告に関する各種情報を納税者の方に提供するため、ホームページを開設しています。

便利なe-Tax（国税電子申告・納税システム）もご利用ください。

国税庁 <http://www.nta.go.jp/>

関東信越国税局 <http://www.kantoshinetsu.nta.go.jp/>